議長からの報告

令和4年10月13日、議会における1議員の発言について、新川町長より下 記の内容で抗議文が提出されました。

議会における議員の発言について

令和4年第3回築上町議会定例会最終日の議案に対する反対討論において、 1議員より「法務知識の欠片すら感じられず、支離滅裂で常識を疑う情けない 条例提案である」との発言がありましたが、議員が考えられている指摘事項につ いては、税法上の考え方であり、今回の条例については税条例に固執するもの ではないと考えます。

今回提案された条例の内容については双方の考え方の相違であり、そのことについて、「支離滅裂で常識を疑うような情けない条例提案である」との発言については、職員を侮辱した発言であり、業務を否定するもの、かつ、職員の人権を否定するものであるため、到底容認できるものではありません。

つきましては、このような発言については控えていただくよう強く抗議いた します。

一部抜粋

以前にも町長より、同条例の議案等に関し、1議員の過度な要求等を行わないよう文書(令和4年9月16日付)にて強い要求がありました。

町職員を侮辱するような発言等は、人そのものを否定することにつながり、人権侵害に当たることも考えられるので、今後、そのような発言を慎むよう厳重に注意をしました。

築上町議会議長 武 道 修 司